

会計年度任用職員募集要項

任用根拠		会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）	
任用期間		令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
職 種		愛媛県立図書館 図書館業務補助職員（特定業務職員）	
採用予定人数		1 名	
従事すべき業務の内容		・カウンター業務（レファレンス対応を含む。）に関すること。 ・選書及び購入図書の会計処理に関すること。 ・寄贈図書・資料の選定及び受入れに関すること。 ・図書館システムの書誌データの管理に関すること。 ・企画展示に関すること。 ・雑誌スポンサーの処理に関すること。	
応募資格		・司書資格を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者。 ・公共図書館又は大学図書館に勤務した経験を有する者 ・大学図書館でボランティアに従事している者	
勤務日及び勤務時間		・勤務日は館長が命ずる日とする。 ・勤務時間は 1 週間につき 38 時間 45 分かつ 1 日につき 7 時間 45 分とする。 ① 9 時 30 分～18 時 15 分（休憩 1 時間） ② 10 時 30 分～19 時 15 分（休憩 1 時間）	
給 料 等		・給料：月額 183,111 円とする。 ※職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 25 号給相当額 ・通勤手当、超過勤務手当、休日給：あり ・旅費：一般職員の例により旅費を支給する。その格付けは行政職 1 級相当とする。	
退職に関する事項		・任用期間を満了したとき。 ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・図書館業務補助職員としてふさわしくない行為があったとき。	
退職手当		勤続期間 6 月超で支給対象となります。	
服 務		任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）	
その他		・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。 ・勤続期間 6 月超で健康保険は公立学校共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康管理）を適用する。	
応募方法	募集期間	令和 4 年 5 月 6 日(金)から令和 4 年 5 月 19 日(木)	
	選考方法	個別面接による	
	面接日時	令和 4 年 5 月 24 日（火）予定（応相談）	
	連絡先	電話または電子メールにてご連絡ください。 ・電 話：089-941-1441 ・メールアドレス：tosyokan@pref.ehime.lg.jp 図書館業務補助職員募集係 宛	